

賃貸借契約書

- 1 番号 第2号
- 2 名称 嘉島町スポーツ交流広場人工芝賃貸借（長期継続契約）
- 3 設置期間 契約締結日 から 令和7年10月31日 まで
- 4 賃貸借期間 令和7年11月1日 から 令和12年10月31日 まで（60か月）
- 5 賃借料の額 月額 金 円
（うち消費税及び地方消費税の額 円）
- 6 契約保証金 免除
- 7 設置場所 嘉島町スポーツ交流広場（上益城郡嘉島町大字上島879番地）

上記の賃貸借について、借主 嘉島町 と貸主 とは嘉島町長期継続契約締結することができる契約を定める条例（平成21年12月9日嘉島町条例第22号）第2条第1号及び嘉島町財務規則（平成13年3月29日嘉島町規則第14号）並びに以下の条項により本契約を締結し、信義に従って、誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印して各自1通を保有する。

令和7年 月 日

借主 熊本県上益城郡嘉島町大字上島530番地
嘉島町
嘉島町長 鍋田 平

貸主 住所
商号
氏名

(総則)

第1条 借主及び貸主は、本契約書及び仕様書に従い、人工芝の賃貸借契約（以下、「本契約」という。）を締結するものとする。

(設置)

第2条 貸主は、使用開始日（賃貸借期間の初日をいう。以下同じ。）の前日までに人工芝の設置を完了させなければならない。

- 2 貸主は、人工芝の設置後に、設置完了届を借主に提出しなければならない。
- 3 人工芝の設置に要する費用は、貸主の負担とする。
- 4 借主は、人工芝の設置時に、貸主に対し監督及び指示を行うものとする。

(検査等)

第3条 借主は、人工芝の設置と同時に人工芝を検査し、その検査に合格した時点で、貸主の設置が完了したものとする。

- 2 貸主は、前項の検査に立ち会わなければならない。
- 3 借主は、前項に定める検査のほか、人工芝設置の完了確認に必要な検査を行うことができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 人工芝の検査及び検査に付随する費用は、貸主の負担とする。

(人工芝の瑕疵)

第4条 貸主は、前条の検査に不合格となった場合及び人工芝の規格、性能、機能等に瑕疵があった場合には、速やかに人工芝の全部または一部の修理又は交換等を行わなければならない。この場合には、前2条の規定を準用する。

- 2 借主は、前項の場合において、貸主に対し損害賠償を求めることができる。

(延滞)

第5条 貸主は、使用開始日までに設置を完了できないときは、速やかにその理由及び完了予定日を借主に報告し、その承諾を得なければならない。

(賃借料)

第6条 借主は、毎月、前月分の賃借料を貸主の請求があった日から30日以内に支払うものとする。

- 2 前項の場合において、人工芝の使用期間が1月に満たない場合は、使用日数に応じ、日割り計算を行う。

(公租公課)

第7条 人工芝に係る公租公課は、貸主の負担とする。なお、賃貸借期間における固定資産税は免除するものとする。

(人工芝の管理)

第8条 借主は、使用開始日以降の人工芝については、善良な管理者の注意をもって使用し、維持管理しなければならない。

2 賃貸借期間は、法令等で定める保守点検業務及び特別に規定するもの（詳細は添付仕様書および質疑回答書のとおり）は貸主の責任で行うものとし、それ以外は、借主の責任で行うものとする。

3 貸主は、瑕疵担保の範囲内で修繕義務を負担するものとし、それ以外の修繕義務を負わない。

(期間満了後の人工芝)

第9条 賃貸借契約の期間満了後は、貸主は現状有姿のまま人工芝を借主に無償譲渡するものとする。

(現状変更)

第10条 借主は、次に掲げる場合には、事前に貸主と協議するものとする。

- (1) 人工芝の設置範囲を変更するとき。
- (2) その他、人工芝の現状に変更が生じるとき。

(損害賠償)

第11条 人工芝の設置に起因する損害については、借主の責めに帰すべき事由により生じた場合を除き、貸主が負うものとする。ただし、貸主の責めに帰すべき事由でない場合は、貸主、借主の協議により定めるものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第12条 貸主は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、借主の承諾を得たときは、この限りではない。

(契約の解除)

第13条 借主は、貸主（その代理人若しくは使用人を含む。）が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、本契約を解除することができる。

- (1) 使用開始日までに人工芝の設置ができないとき又は設置の見込みがないとき。
- (2) その責に帰すべき事由により人工芝を滅失又は毀損したとき。
- (3) 借主の監督又は指示に従わないとき。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当したとき。
- (5) その他法令、本契約書、仕様書等に違反したとき。

(合意解除)

第14条 借主は、前条の他、貸主との合意により、本契約を解除することができる。この場合において、本契約を月の途中で解除したときは、借主は、人工芝の設置期間に相当する賃借料を日割り計算により貸主に支払うものとする。

(予算の減額又は削除に伴う解除)

第 15 条 本契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額に減額又は削除があった場合において、双方で協議し、本契約を変更又は合意解除することができるものとする。

(様式)

第 16 条 本契約に定める請求、届出、報告、申出、協議、承諾、解除等は、書面により行うものとする。

(協議)

第 17 条 天災事変等不可抗力による人工芝の滅失、毀損等が生じた場合については、双方で協議の上、別に定める。

2 前項の他、本契約書又は仕様書の内容について疑義が生じたとき並びに本契約書又は仕様書に定めのない事項については、その都度双方で協議の上、別に定めるものとする。